プレスリリース

モダリティ１次案改訂版に対する見解

平成１５年３月１９日
農　林　水　産　省

１．３月１８日（日本時間１９日未明）、ハービンソンWTO農業委員会特別会合議長より、農業交渉モダリティ１次案改訂版が提示されたが、その内容は、途上国の関税削減率など一部の事項に修正がある他は、先進国の関税削減方式など主要部分は１次案と変わらないものとなっており、関税のハーモナイゼーションの要素や輸出入国間のバランスの欠如などの根本的な問題があるため、我が国としての評価は、１次案と変わらないものである。

２．即ち、提案されている関税削減方式は、一律に関税格差を圧縮するハーモナイゼーションの考え方が色濃く反映され、非貿易的関心事項への配慮、各国間の負担の公平性等に欠けている上、全体として一定の輸出国に特に有利な内容となっており、総体として受け入れられないものである。

３．モダリティ確立のためには、我が国がこれまで主張してきたとおり、非貿易的関心事項を適切に反映しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」を確保した内容とすることが不可欠である。
　来週２５日からジュネーブで始まる交渉等において、我が国としては、EU等とも十分に連携しながら、この点について各国の理解を得る努力を粘り強く行うものとし、その結果、十分にバランスのとれた現実的かつ包括的なモダリティが確立されるよう、強く求めるものである。

ＷＴＯ農業交渉モダリティ１次案改訂版について

※以下の内容については、１次案から変更はない。

１．市場アクセス

○　関税　…　全農産物の単純平均により[５]年間で以下の方式により削減。
- [90]％より高い関税　…　平均[60]％、最低[45]％
- [90]％以下で[15]％より高い関税　…　平均[50]％、最低[35]％
- [15]％以下の関税　…　平均[40]％、最低[25]％

○　関税割当数量
- 最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[10]％に満たない場合には、同割合まで拡大。
- 関税割当対象品目の1/4を上限とし、同数の品目について数量を[12]％に拡大する条件で、一部品目の数量拡大を[８]％に止めることが可能。
- 最新の国内消費量は1999-2001年又は最新の３カ年平均。
- 関税割当数量の拡大は[５]年間で毎年等量に実施。

○　特別セーフガード
- 先進国に対しては適用を[更なる関税削減の実施期間の終了時に][更なる関税削減の実施期間の終了後の[２]年後に]停止。

２．輸出競争

○　輸出補助金
- 対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]％に至るまで積み上げた農産物の各品目は６年目の初めに撤廃、残りの品目は10年目の初めに撤廃。

○　輸出信用、食料援助　…　更なる検討。

３．国内支持

○　緑の政策　…　一定の改定を条件として、現在の規定を維持。

○　青の政策
- [過去の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で５年間に[50]％削減][現行の総合AMSに算入]。

○　黄の政策
- 総合AMSにより毎年等量で[５]年間で[60]％削減。
- 品目毎のAMSは、[1999-2001]年平均の水準を上回らないこととする。

○　デミニミス
・　先進国の現行５％のデミニミスは、[５]年間で毎年[0.5]％ずつ削減。

４．後発開発途上国

○　先進国は、後発開発途上国からの全輸入に対して無税・無枠を供与。

（問合せ先）
総合食料局国際経済課　遠藤
03-3502-8111（代表）　3271（内線）
03-3501-4079（直通）